

## ○東広島市森づくり事業補助金等交付要領

平成24年6月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、「ひろしまの森づくり県民税条例」(平成18年広島県条例第58号)及び「ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱」(平成19年4月5日制定)に基づき、県土の保全や水源のかん養の公益的機能を有する森林からすべての県民が恩恵を受けているとの認識の下、森林を県民の財産として守り育て、次の世代に引き継いでいくことを目的とした、東広島市における森林の公益的機能の維持増進等を図るための事業(以下「事業」という。)を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則(平成24年東広島市規則第4号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、東広島市農林水産業振興事業補助金等交付要綱(平成24年東広島市告示第246号。以下要綱という。)に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金等の交付対象となる事業の経費等は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は要綱第3条に定める補助金等交付申請書に次に掲げる書類を市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

2 補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとし、その他市長が必要と認める書類に関しては、別表2に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から起算して30日を経過する日又は当該補助金等の交付の決定があった日の属する市の会計年度の末月から起算して30日を経過する日のいずれか早い日までに、要綱第8条に定める補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 規則第3条の規定により実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとし、その他市長が必要と認める書類に関しては、別表3に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(財産の処分の制限)

第5条 補助事業者は、当該補助事業により取得した価格、又は効用の増加に係る価格が1件当たり50万円以上の機械及び器具の処分は減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間、同省令に定めのない財産については農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間、制限する。

(帳簿等の整備)

第6条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を整備し、補助事業が完了した日の属する市の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、産業部長が別に定める。

(その他)

第8条 この事業を実施しようとするものは、関係法令を遵守しなければならない。

附 則

この要領は、平成24年5月11日から施行する。

別表1（第2条関係）

対象事業	事業内容	対象経費
①環境貢献林整備事業	林地災害の恐れがある地区の人工林の間伐（30%以上）を行い、健全な人工林に誘導する。	左記事業内容に掲げる事業を実施するために要する経費。
②里山林整備事業	（1）放置森林整備 手入れが不十分な環境貢献林整備事業において対象外のスギ・ヒノキの人工林及び天然林の整備。	・人工林整備 環境貢献林事業実施要領に準じる。 ・天然林整備 植栽、下刈り等に要する経費
	（2）松くい虫被害跡地等整備 松くい虫被害跡地を伐採、植栽等により整備する。	枯損木処理、植栽、下刈り等に要する経費
	（3）竹林繁茂防止 拡大する竹林繁茂を防止するため、伐採及び集積等により整備する。	竹林の伐採、伐採竹の集積等に要する経費
	（4）里山活用林整備 景観及び野生生物生息環境の保全するために、里山林について間伐等を行う。	徐間伐、歩道及び森林作業道の整備等に要する経費
	（5）鳥獣被害防止バッファゾーン整備 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、里山林について、伐採する。	徐間伐、下刈り等に要する経費
③里山保全活用支援事業	里山林等の保全活用に関する森林整備を行なう団体の自らの企画・立案による取り組みや社会貢献。	・森林整備活動に必要な資材購入や作業器具整備などに要する経費。 ・森林整備活動に必要な作業小屋・炭化施設・作業道など整備に要する経費。 ・その他事業実施に必要と認められる経費
④森林・林業体験活動支援事業	森林整備を行う団体の森林・林業体験活動、学習。	・活動に必要な施設、機械、器具の整備、その他活動に要する諸経費。 ・会場・バス等の借上げに要する経費 ・その他事業実施に必要と認められる経費
⑤環境緑化支援事業	県民生活に身近な生活環境の緑化推進。	・植樹活動に要する経費 ・地域住民が地域内全体で行なう地域緑化活動に要する経費

⑥特認事業	住民団体等が主体となって里山の保全や活用を目的とした計画に基づいた森林整備、森林・林業体験活動等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林整備活動に必要な資材購入や作業器具整備などに要する経費。</li> <li>・活動に必要な施設、機械、器具の整備、その他活動に要する諸経費。</li> <li>・会場・バス等の借上げに要する経費</li> <li>・その他事業実施に必要と認められる経費</li> </ul>
	市域を超えて、都市と山村が連携し、森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動等。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に必要な施設、機械、器具の整備、その他活動に要する諸経費。</li> <li>・会場・バス等の借上げに要する経費</li> <li>・その他事業実施に必要と認められる経費</li> </ul>

別表 2 (第 3 条関係)

事業名	申請様式			
	事業計画書	収支予算書	事業計画内訳書	その他
①環境貢献林整備事業	様式第 1 号	様式第 3 号	様式第 2 号の 1	1 施業区域図 (1/5000)
②里山林整備事業	様式第 1 号	様式第 3 号	様式第 2 号の 2	1 施業区域図 (1/5000) 2 その他事業内容の概要がわかる資料 (見積書等)
③里山保全活用支援事業	様式第 1 号	様式第 3 号	様式第 2 号の 2	1 実施区域を示した図面 (1/5000 程度) 2 作業器具等を購入する場合は、用具器具等管理書 (様式第 2 号の 6) 3 その他事業内容の概要がわかる資料 (見積書等)
④森林・林業体験活動支援事業	様式第 1 号	様式第 3 号	様式第 2 号の 2	1 作業器具等を購入する場合は、用具器具等管理書 (様式第 2 号の 6) 2 その他事業内容の概要がわかる資料 (見積書等)
⑤環境緑化支援事業	様式第 1 号	様式第 3 号	様式第 2 号の 2	1 屋上緑化及び壁面緑化については、実施設計書等 (設計図書等) 2 その他事業内容の概要がわかる資料 (見積書、位置図、見取図、平面図)
⑥特認事業	様式第 1 号	様式第 3 号	様式第 2 号の 2	1 事業内容の概要がわかる資料 (見積書等) 2 その他事業に応じて、上記②～⑤の事業に係る資料を添付

別表3（第4条関係）

事業名	実績報告様式			
	事業実績書	収支精算書	事業実績内訳書	その他
①環境貢献林整備事業	様式第1号	様式第3号	様式第2号の3	1 施業区域図（1/5000） 2 実施状況写真（施業前、施業後）
②里山林整備事業	様式第1号	様式第3号	様式第2号の3又は4	1 施業区域図（1/5000） 2 実施状況写真（施業前、施業後） 3 その他事業の実施状況が確認できる資料（契約書、請書、領収書等）
③里山保全活用支援事業	様式第1号	様式第3号	様式第2号の5	1 作業器具等を購入する場合は、用具器具等管理書（様式第2号の6） 2 実施区域を示した図面（1/5000程度） 3 実施状況写真（実施前・実施中・実施後） 4 その他事業の実施状況が確認できる資料（契約書、請書、領収書等）
④森林・林業体験活動支援事業	様式第1号	様式第3号	様式第2号の5	1 作業器具等を購入する場合は、用具器具等管理書（様式第2号の6） 2 実施状況写真 3 その他事業の実施状況が確認できる資料（契約書、請書、領収書等）
⑤環境緑化支援事業	様式第1号	様式第3号	様式第2号の5	1 実施状況写真（実施前・実施中・実施後） 2 その他事業の実施状況が確認できる資料（契約書、請書、領収書等）
⑥特認事業	様式第1号	様式第3号	様式第2号の5	1 実施状況写真 2 その他事業の実施状況が確認できる資料（契約書、請書、領収書等） 3 その他事業内容に応じて、上記①～⑤の事業に係る資料を添付